

# SATO社会保険労務士法人 NewsLetter

2016年6月号 (No.58)



## <今月の特集>

- ① 労働保険の年度更新
- ② キャリアアップ助成金の変更
- ③ 海外療養費申請時の添付書類の追加

### ■労働保険の年度更新

労働保険の年度更新（概算確定申告）時期がやって参りました。

この申告手続は毎年、**6月1日～7月10日（今年は7/11）**までの間に行う必要があります。今回は、この手続についておさらいしましょう。

#### 【労働保険とは】

労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険の総称。労働者を1人でも雇用している事業は適用事業となり、労働保険料を納付する必要があります。

#### 【年度更新とは】

毎年4月1日～翌年3月31日を1サイクルとした1年間で、前年度の確定保険料申告と今年度分の概算保険料申告を併せて行う手続です。

保険料は全ての労働者（雇用保険は被保険者のみ）に支払われた賃金（上記期間の労働に対するもの）の総額に、保険料率を乗じて算出をします。（平成28年度概算から雇用保険料率に変更となります【0.0135%→0.011%：一般事業】）

労働保険は前払い制を取っており、1年間の概算賃

金に保険料を乗じた金額を収め、1年後に確定した賃金を使用し、その差額等を精算します。また、その上で今年度の概算賃金に保険料率を乗じて申告・納付を行う必要があります。

#### 【労働保険の対象賃金】

労働保険の対象賃金は、税金その他社会保険料等を控除する以前の賃金総額です。

賃金とは、給与・手当・賞与、その他の名称のいかんを問わず労働の対償として、事業主が労働者（被保険者）に支払う全てのものをいいます。

対象とならないものとしては、以下のような労働の対償とはいえない支給項目となります。

| 対象賃金としないもの |       |        |
|------------|-------|--------|
| 役員報酬       | 結婚祝い金 | 慶弔金    |
| 勤続報奨金      | 退職金   | 出張旅費   |
| 宿泊費        | 休業補償費 | 傷病手当金  |
| 解雇予告手当     | 持株奨励金 | etc... |

#### 【特別加入制度】

##### ①労働保険事務組合制度

中小企業の事業主より委託及び厚労省の認可を受けた団体（労働保険事務組合）へ労働保険の事務を委託することにより、労働者以外（労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人[一部の使用者等]）を特別に任意加入させることができます。また、無条件で延納（3回の分割納付）をすることが出来ます。

##### ②海外特別加入制度

労災保険は、原則国内にある事業場で就労する労働者が給付の対象となる制度なので、海外の事業場で就労する方は対象となりません。

したがって、国内の事業場で就労していた人が転勤などで海外の事業場に派遣された場合なども、通常は派遣先の国の災害補償制度の対象となります。

しかし、海外特別加入制度とは外国の労災制度の適用範囲や給付内容が必ずしも十分でない場合もあるため、海外で就労している人についても労災保険の給付が受けられる制度であり、別途申告を行う必要があります。

### ■キャリアアップ助成金の変更

従来の6コースから、3コースへと整理統合されました。各コースの概要と変更点は下記の通りです。

#### 1. 正社員化コース

有期契約労働者等を正規雇用労働者・多様な正社員等に転換又は直接雇用した場合に助成

変更点

●正規雇用労働者の短時間正社員への転換又は短時間正社員の新規雇入れを実施した場合の助成を廃止

#### 2. 人材育成コース

有期契約労働者等に所定の職業訓練を実施した場合に助成

#### 3. 処遇改善コース

有期契約労働者等に、次のいずれかの取り組みを実施した場合に助成

①すべてまたは一部の有期契約者の基本給の賃金テーブル（※）を2%以上増額改定し、昇給

②正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用

③労働者の週所定労働時間を、25時間未満から30時間以上に延長し、社会保険を適用

変更点

●対象人数が11人未満の場合、一定の人数区分で助成額を定額化

○全ての賃金テーブル改定

○雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定

●共通処遇推進制度

○法定外の健康診断を新たに規定し4人以上実施

○共通の賃金テーブルの導入・適用

●短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長

※賃金テーブルとは…基本給を算出する際の基礎となる単価（時給、日給又は月給）を金額ごとに整理した一覧表をいいます。

### ■海外療養費申請時の添付書類の追加

以前、某ハーフモデルの父親による海外療養費不正請求詐欺事件も話題となりましたが、海外療養費に関する不正請求が後を絶たないことから、平成28年4月1日より海外療養費申請の添付書類が厚生労働省の省令改正により追加となりました。以下協会けんぽにおける取扱の変更点を中心にお伝え致します。

以前は「療養費支給申請書」「診療報酬明細書」「領収明細書」「現地の領収書（原本）」のみで申請することができましたが、

「旅券（パスポート）の出入国記録部分」

「旅券（パスポート）の氏名と顔写真が分かる部分」

「協会けんぽから現地の医師への治療情報照会に対する同意書」

の添付が新たに要求されることとなりました。なお健康保険組合によっては出入国時の航空券の提出を求められる可能性もあるので、航空券は安易に破棄しない方が良いでしょう。

また、海外に長期滞在している被扶養者（海外留学等）の海外療養費申請についても扶養事実の確認が厳格化されております。具体的には「定期的な音信又は訪問の事実確認」や「定期的かつ継続的な生活費等の送金事実確認」を行うことが厚生労働省から公表されております。こちらも各健康保険組合ごとの異なった対応なども考えられるため、関係各所への事前確認が必要となります。

海外療養費の申請については今後の法改正等の情報を注視しつつ、慎重な対応が必要となります。



【発行元】SATO 社会保険労務士法人 札幌オフィス

〒060-0906

北海道札幌市東区北6条東2丁目3番1号

TEL：(011) 351-3010